

義農公園再整備事業要求水準書



義農公園
GINO PARK

令和8年8月

松前町

目次

第1章 基本的事項	1
1 要求水準書の位置づけ	1
2 事業コンセプト	2
3 事業概要	3
第2章 施設整備に係る要求水準	6
1 施設整備の基本的な考え方	6
2 公園施設に係る要求水準	6
3 建築施設に係る要求水準	9
4 災害後生活支援・受援機能に係る要求水準	11
5 周辺道路・外構に係る要求水準	12
6 雨水貯留施設上部利用に係る要求水準	13
7 維持管理性及び将来運営に配慮した施設整備	13
第3章 業務実施及び工事施工に係る共通要求水準	15
1 共通的事項	15
2 実施体制及び役割分担	15
3 協議、手続及び記録	15
4 工程管理	16
5 コスト管理及び仕様等の調整	16
6 品質管理、安全管理及び近隣対応	17
7 検査、引渡し及び契約不適合への対応	17
第4章 調査・実施設計業務に係る要求水準	19
1 調査・実施設計業務の基本	19
2 適用基準等	19
3 業務計画、設計方針及び照査	19
4 現地条件、地盤条件及び既存施設等の確認	20
5 雨水貯留施設、地下埋設物及び災害後生活支援・受援条件の確認	20
6 設計条件の整理及び実施設計への反映	21
7 許認可、関係機関協議及び申請図書作成	21
8 設計図書、積算資料及び成果品	22
第5章 社会実験支援業務に係る要求水準	23
1 社会実験支援業務の目的及び位置づけ	23
2 社会実験の企画提案及び実施支援	23
3 町民、地域団体等との連携	24
4 社会実験の記録、検証及び反映	24
5 成果品	24
第6章 工事監理業務に係る要求水準	26
1 工事監理業務の基本	26

2	建築工事監理.....	26
3	施工図、材料、機器等の確認.....	26
4	公園・ランドスケープに係る設計意図確認.....	27
5	町の監督、検査及び引渡しへの協力.....	27
6	成果品.....	28
第7章	工事施工に係る要求水準.....	29
1	工事施工の基本.....	29
2	施工計画及び工程管理.....	29
3	既存施設、地下埋設物及び雨水貯留施設への対応.....	29
4	仮設計画、安全管理及び近隣対応.....	30
5	建築、公園、土木、外構及び設備の取り合い調整.....	30
6	品質管理、出来形管理及び材料等の確認.....	31
7	社会実験及び仕様等の調整への対応.....	31
8	完成、試運転、検査及び引渡し準備.....	31
9	成果品.....	32
第8章	その他業務に係る要求水準.....	33
1	その他業務の基本.....	33
2	供用開始準備.....	33
3	維持管理計画書の作成.....	33
4	説明・広報資料及び記録資料の作成.....	34
5	寄附募集・クラウドファンディング等への協力.....	34

第1章 基本的事項

1 要求水準書の位置づけ

(1) 本書の目的

本要求水準書（以下「本書」という。）は、松前町（以下「町」という。）が実施する義農公園再整備事業（以下「本事業」という。）について、受注者に求める業務内容、施設性能及び実施条件を示すものである。受注者は、契約書その他の契約図書に基づき、設計・施工等一括発注方式による本事業を適正に履行するものとする。

(2) 要求水準の構成

本事業の要求水準は、本書、別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」及び別紙2「成果品・提出書類一覧」により構成する。本書は、本事業における基本事項、施設整備に係る要求水準、業務実施に係る要求水準及び業務別要求水準を定め、別紙1及び別紙2は、これを補完するものとする。

既往設計図書その他町が公表又は提供する資料は、本書に定める要求水準を理解し、既往の設計意図、検討内容、現地条件その他の前提を把握した上で、調査、実施設計その他本事業の内容を具体化するための基礎資料として参照するものとする。

(3) 契約図書の構成及び関係

本事業の契約図書は、契約書及びDB特記条項、質問回答書、本書（別紙1及び別紙2を含む。）並びに技術提案採用事項一覧とし、その優先関係はこの順とする。技術提案書のうち、本事業の履行内容となるものは、技術提案採用事項一覧に記載された技術提案採用事項とする。なお、既往設計図書その他町が公表又は提供する資料と契約図書の内容に相違がある場合は、契約図書に定める内容によるものとする。

(4) 疑義がある場合の取扱い

本書その他関係図書の内容に疑義がある場合、又は図書間に相違がある場合は、受注者は速やかに町と協議し、町の指示又は承諾を受けるものとする。本書に明記されていない事項であっても、本事業の目的達成、施設機能、安全性、関係法令への適合及び公共施設として通常必要な性能を確保するために必要な事項は、受注者の業務範囲に含むものとする。

(5) 要求水準の変更

町は、本事業の期間中に、法令等の変更、災害の発生、関係機関との協議、財源協議、予算上の調整、現地条件の判明、社会実験の結果等、必要がある場合は、要求水準を変更することがある。要求水準の変更により、業務内容、設計内容、施工内容、工期又は請負代金額等に変更が生じる場合は、契約図書に基づき、町と受注者が協議のうえ必要な手続を行うものとする。

(6) 受注者からの提案

受注者は、要求水準を満たすことを前提として、品質、施工性、維持管理性、経済性、工期短縮その他本事業に有効な提案を行うことができる。受注者の提案により、既往設計図書に示す計画を見直し又は調整しようとする場合は、その変更理由、効果、品質、機能、安全性、維持管理性、工程、費用、契約内容及び事業執行への影響を整

理し、町と協議するものとする。これにより本書又は技術提案採用事項の内容に変更が生じる場合は、契約図書に基づき必要な手続を行うものとする。

2 事業コンセプト

(1) 「みんなでつくる・育てる」「義農公園を育てる5つのヒント」

本事業は、義農公園を単に更新するものではなく、町民が主体的に関わりながら「みんなでつくり、みんなで育てていく」公園として再整備するものである。令和7年度に実施された「義農公園再整備在り方検討ワークショップ」（以下「WS」という。）で整理された「義農公園を育てる5つのヒント」は、①「松前っ子が育つ」②「ゆっくり過ごす人も、体を動かす人もゆるく共存」③「いつもの居場所を育てる」④「あつまる・にぎわう、松前のシンボル」⑤「義農精神と松前らしさをつなぐ・ひろめる」であり、本事業の基本的な方向性を示す重要なものである。（下図参照）これらの町民意見を踏まえ、整備段階から供用開始後の維持管理・運営までを見据えた計画とする。

義農公園を育てる 5つのヒント

① 松前っ子が育つ

こどもの遊びは、成長のための大切な時間です。義農公園は、こどもの「できた」をおとなが見守り、ときに声をかけながら、ともに学び、挑戦を支える場所でありたいと考えます。自由でありつつ、周囲にも配慮する「責任ある自由」を、みんなで支えていく公園を目指します。

② ゆっくり過ごす人も、体を動かす人もゆるく共存

散歩を楽しむ人がいる一方で、思いきり体を動かす人がいる時間もあります。使う時間や場所をゆずり合いながら、それぞれのペースで体を動かせる公園でありたいと考えます。自然なすみわけ、思いやりで共存できる使い方を目指します。

③ いつもの居場所を育てる

義農公園は、ただただいられる、ふだんの暮らしの延長の「いつもの居場所」でありたいと考えます。使い方を決めすぎず、人それぞれの関わり方を受けとめる“余白”を残すことで、多様な過ごし方を育てていける公園を目指します。

④ あつまる・にぎわう、松前のシンボル

人が集い、顔を合わせ、声を交わす時間は、楽しさだけでなく、地域のつながりを育てていきます。そうした関係性は、いざという時に助け合える力にもなります。義農公園が、人の流れと記憶が重なり合う松前の「シンボル」として育っていくことを目指します。

⑤ 義農精神と松前らしさをつなぐ・ひろめる

義農精神に込められた「利他」の心や、義農神社、桜や松のある風景。義農公園には、松前ならではの文化と物語があります。それらを学びながら残し、今の時代に合ったかたちで、新しい物語へとつながっていく場所を目指します。

(2) 松前らしさ・義農らしさ

本公園は、義農作兵衛の利他的な精神や地域に根付く歴史・文化、自然環境といった「松前らしさ・義農らしさ」を体現する場であり、町のアイデンティティを象徴する重要な公共空間である。本事業は、これらの価値を現代の暮らしの中で再解釈し、次世代へと継承していく計画とする。

(3) 災害後生活支援・受援機能

本公園は、平時の利用を基本としつつ、発災後、特に浸水や余震等が落ち着いた後の中長期的な生活支援及び受援活動を支える機能を備えるものとする。なお、本公園は、発災直後の避難拠点として機能を集中させるのではなく、災害後の地域の暮らしを支える場として活用する計画とする。

3 事業概要

(1) 事業概要

項目	内容
事業名称	義農公園再整備事業
事業場所	愛媛県伊予郡松前町大字筒井地内
発注者	松前町
発注方式	設計・施工等一括発注方式
受注者決定方法	公募型プロポーザル方式
事業内容	調査・実施設計、社会実験支援、工事監理、工事施工、その他本事業に必要な業務
想定事業期間	本契約成立日から令和11年1月31日まで
事業費上限	800,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
本事業の履行期限	令和11年1月31日

受注者は、契約図書に基づき、既往設計図書その他町が公表又は提供する資料を参照して、必要な調査、実施設計、工事監理、工事施工、社会実験支援その他本事業に必要な業務を一体的に行うものとする。請負代金額の範囲内で必要な機能、品質、安全性、維持管理性及び施工性を確保し、コスト管理等に適切に対応すること。

(2) 事業対象

本事業の対象区域は、既存の義農公園、旧保育所跡地、旧プール・老人憩の家跡地その他一体的な整備に必要な範囲とし、全体で約 0.72ha を想定する。各区域の面積は、町が公表又は提供する資料及び現地条件を確認のうえ、実施設計において整理するものとする。

区分	面積
既存義農公園	約0.30ha
旧プール・老人憩の家跡地	約0.10ha
旧保育所跡地	約0.28ha
その他一体的に整備する範囲	約0.04ha
合計	約0.72ha

なお、義農神社は、本事業の対象外である。ただし、公園に隣接する重要な歴史的資源であるため、受注者は、公園側の動線、景観、植栽、照明、サイン、建築物の配置及び意匠等について、義農神社との関係性に配慮すること。

また、既存義農公園及び旧保育所跡地の地下には、雨水貯留施設が整備されている。受注者は、雨水貯留施設の構造条件、荷重条件、土被り、点検及び維持管理条件等を確認し、上部に配置する遊具、盛土、舗装、植栽、工作物、管理車両動線及び施工時荷重等について、既存施設に与える影響に十分配慮すること。

(3) 整備・業務内容

本事業における主な整備内容及び業務内容は、公園施設、建築施設、災害後生活支援・受援機能、周辺整備及び社会実験支援に関するものとする。各施設の配置、規模、仕様、性能及び業務実施に係る詳細は、第2章 施設整備に係る要求水準以降に定める。

区分	整備内容
公園施設	広場、園路、植栽、遊具、水遊び施設、スポーツ広場、照明、サイン、排水その他公園利用に必要な施設を整備する。
建築施設	交流・体験学習棟（体験学習室、チャレンジキッチン、便所等）、大屋根、倉庫、フォリー（あずま屋）、その他公園利用を支える施設を整備する。
災害後生活支援・受援機能	発災後の中長期的な生活支援及び受援に活用できる機能。かまどベンチ、マンホールトイレ、炊き出し、物資配布、給水対応等に活用できる施設を整備する。
周辺道路・外構	公園出入口、周辺道路との接続、歩行者動線、管理車両動線、排水、舗装その他必要な外構を整備する。

区分	業務内容
調査・実施設計業務	本事業の実実施設計及び施工に必要な条件を確認し、施設整備に必要な設計図書を作成する業務とする。
社会実験支援業務	整備後の公園の使い方、運営及び維持管理につなげるため、町が行う社会実験を支援する業務とする。
工事監理業務	工事が契約図書、実施設計図書、許認可等の条件及び町との協議結果に適合して実施されることを確認する業務とする。
工事施工業務	公園施設、建築施設、周辺道路・外構、設備その他本事業に必要な施設整備に係る工事を実施する業務とする。
その他業務	供用開始準備、維持管理に必要な資料整理、施設・設備の操作説明及び引継ぎ、広報・記録資料の作成、寄附募集・クラウドファンディング等への協力その他本事業の円滑な実施に必要な業務とする。

(4) 事業スケジュール

工事施工業務は、工事目的物の主要部分の施工及び完成検査に必要な試運転、社内検査等を令和10年12月末までに完了し、令和11年1月上旬に完成検査を受けることができる工程を確保すること。完成通知、完成検査及び工事目的物の引渡しは、契約書の定めによる。

工程管理の詳細、工期短縮の提案、工程変更及び各業務の進め方については、第3章 業務実施及び工事施工に係る共通要求水準及び第4章 調査・実施設計業務に係る要求水準に定める。

時期	主な内容
令和8年度	本契約成立後、各種調査、実施設計、関係機関協議及び各種申請並びに社会実験に係る準備（検証課題、実施方法及び関係者との調整事項の整理）
令和9年度	実施設計、建築工事、工事監理及び社会実験支援業務の主要な実施
令和10年度	公園工事、工事監理、必要に応じた社会実験の追加実施、効果検証又は成果整理、令和10年12月末までの工事目的物の主要部分の施工及び完成検査に必要な試運転、社内検査等の完了、令和11年1月上旬の完成検査及び引渡し、供用開始準備並びに同年1月31日までの本事業の完了

第2章 施設整備に係る要求水準

1 施設整備の基本的な考え方

(1) 事業コンセプトを踏まえた施設整備

施設整備は、第1章 基本的事項に定める事業コンセプトを踏まえ、既往設計図書に示す設計意図及び検討内容を参照しつつ、本章に定める要求水準に基づき行うこと。

ア 芝生広場、タコのすべり台、遊具、スポーツ広場、園路、休憩・滞在空間、交流・体験学習棟、大屋根、フォリー（あずま屋）、倉庫等を、公園全体として一体的に機能する公共空間として計画すること。

イ 義農神社は本事業の整備対象外であることを踏まえつつ、従来から一体的に利用されてきた関係、動線、視線、景観及び歴史的な雰囲気配慮し、義農精神、公園の成り立ち及び松前らしさを、施設配置、サイン、植栽、素材感、建築意匠、遊びや滞在の場づくりにおいて分かりやすく反映すること。

(2) 安全性、耐久性及び維持管理性の確保

本事業で整備する施設は、多様な利用者が日常的に利用する公共施設であることを踏まえ、安全性、耐久性、維持管理性、施工性、経済性及び景観のバランスを確保すること。

ア 子ども、高齢者、障がい者、子育て世代等を含む多様な利用者が安全かつ快適に利用できるよう、見通し、見守り、バリアフリー、防犯、夜間の安全性、熱中症対策、雨天時利用及び休憩しやすさに配慮すること。

イ 請負代金額の範囲内で必要な施設機能、品質、安全性、耐久性、維持管理性、施工性及び景観を確保し、特殊な材料、管理が難しい設備又は更新が困難な構造に偏らない計画とすること。

ウ 既往設計図書に示す設計意図及び検討内容を踏まえつつ、実施設計段階において、技術提案採用事項、現地条件、施工性、請負代金額、関係機関協議及び町との協議を踏まえ、必要な調整を行うものとする。

(3) 雨水貯留施設上部利用への配慮

雨水貯留施設上部の利用に当たっては、地下構造物としての機能、安全性、点検及び維持管理に支障を生じさせないものとし、具体的な要求水準は、第2章6 雨水貯留施設上部利用に係る要求水準に定める。

(4) 将来の管理運営を見据えた整備

施設整備は、供用開始後の管理運営を担う者が未定であることを踏まえ、将来の維持管理及び運営に支障が生じにくいものとする。具体的な要求水準は、第2章7 維持管理性及び将来運営に配慮した施設整備に定める。

2 公園施設に係る要求水準

(1) 公園施設の基本的な考え方

公園施設は、子どもの遊び、日常的な滞在、地域活動、軽運動及び災害後利用を受け止める屋外空間として整備すること。

ア 芝生広場、タコのすべり台、遊具、スポーツ広場、園路、休憩・滞在空間、植栽、照明、サイン、排水等は、周辺施設との関係を踏まえ、利用者の移動、滞在及び活動が円滑につながる計画とすること。

イ 各施設の配置に当たっては、利用者の動き、滞在、見守り、管理、災害後生活支援・受援機能及び建築施設との関係に配慮すること。

(2) 芝生広場

芝生広場は、遊び、休憩、ピクニック、地域活動及び災害後の物資配布等に対応できる柔軟な広場として整備すること。

ア 日常的な利用に加え、地域活動、イベント等を受け止めることができるよう、見通し、開放感、周辺施設とのつながり及び利用しやすさに配慮すること。

イ 芝生の健全な生育及び供用開始後の利用に支障が生じにくいよう、初期養生、利用制限、芝生の種類、散水、刈込み、補修等を見据え、利用しやすさと維持管理性の均衡に配慮すること。

ウ 排水不良及び芝生管理への影響を避けるため、地盤高、勾配及び排水経路を適切に検討すること。

(3) タコのすべり台

タコのすべり台は、義農公園の記憶を継承し、子どもたちに親しまれる象徴的な遊び場として整備すること。

ア 既往設計図書及び町民意見を踏まえ、遊びの楽しさ、安全性、見守りやすさ及び周辺施設との関係に配慮した計画とすること。

イ 雨水貯留施設上部に設置する場合は、既往設計図書及び町が提供する雨水貯留施設のポンプ位置変更に関する資料を踏まえ、タコのすべり台の配置、向き、基礎、地形、盛土、周辺動線等について必要な検討を行い、雨水貯留施設の点検及び維持管理条件との整合を図ること。

(4) 遊具①（ブランコ・鉄棒）

ブランコ及び鉄棒は、WSの意見を踏まえ、子どもの遊び、挑戦及び基礎的な運動を支える遊具として整備すること。

ア 子どもの年齢、体格及び遊び方の違いに配慮し、安全に挑戦できる配置、利用範囲及び見守りやすさを確保すること。

イ 落下、衝突、接触等の危険を低減するため、周辺の園路、休憩場所、他の遊具及び植栽との離隔や動線に配慮すること。

(5) 遊具②（オリジナル遊具：はんぎり・アスレチック）

はんぎり遊具及びアスレチック的なオリジナル遊具は、松前らしさ・義農らしさを感じながら、子ども同士の関わり、多様な遊び方、挑戦及び見守りが生まれる遊び場として整備すること。

ア はんぎり遊具は、はんぎり競漕をモチーフとしたオリジナル遊具とし、詳細な形状、構成、安全性等は、町との協議により整理するものとする。

イ アスレチック的なオリジナル遊具は、プロポーザルにおける提案対象として、非直線的な遊び、偶然性、複数の遊び方、協働、譲り合い及び他者との関わりが自然に生まれる要素を持つものとする。

(6) スポーツ広場

スポーツ広場は、バスケットリング、スポーツウォール、防球ネット、ライン等を備え、子どもから大人までが軽運動を楽しめる場として整備すること。

ア バスケットボール、壁打ち、軽運動等の利用を想定し、舗装、ライン、見通し、防球対策、照明及び周辺施設との取り合いに配慮すること。

イ ボールの飛び出し、騒音、夜間利用、周辺住宅及び他の公園利用者への影響を踏まえ、安全性と利用しやすさの両立を図ること。

ウ イベント時等には臨時駐車場として利用できることを想定し、舗装、排水、車両動線、歩行者動線及び安全性に配慮すること。

(7) 園路及び回遊動線

園路及び回遊動線は、芝生広場、タコのすべり台、遊具、スポーツ広場、建築施設、大屋根、義農神社及び出入口を分かりやすく結ぶ基盤として整備すること。

ア 利用者が目的の施設へ移動しやすく、公園内を自然に回遊できるよう、主要な動線、立ち寄り場所、見通し及びサインとの関係に配慮すること。

イ 子ども、高齢者、車いす利用者、ベビーカー利用者等が利用しやすいよう、段差、勾配、舗装及び休憩場所との関係に配慮すること。

ウ 管理車両等の通行が必要な箇所は、歩行者動線との関係を整理し、安全に利用できる計画とすること。

(8) 休憩・滞在空間（水遊び場含む）

休憩・滞在空間は、目的がなくても過ごすことができ、遊びや活動を見守りながらゆるやかに滞在できる居場所として整備すること。

ア ベンチ、腰掛け、木陰、日陰、大屋根、えんがわ等と連携し、休憩、見守り、会話、読書、飲食、小さな活動等を受け止める空間とすること。特に、遊具、芝生広場及びスポーツ広場の利用者や見守る者が、夏季に直射日光を避けて休憩できる日陰を適切に確保すること。

イ 水遊び場は、夏季の短時間利用、涼み、子どもの遊びを補助する簡易な施設として想定し、安全性、衛生管理、排水、清掃及び停止期間の管理に配慮すること。

(9) 植栽

植栽は、日陰、季節感、景観、周辺環境との調和及び義農神社との関係性に配慮し、公園全体の魅力と快適性を高めるものとして整備すること。

ア 既存樹木及び既存植栽については、現況、健全性、配置計画、安全性及び維持管理性を踏まえ、保存、活用、移植、更新等を検討すること。

イ 新たな植栽は、将来の成長、効果的な日陰の形成、落葉、根上がり、病害虫、剪定、清掃及び灌水等を踏まえた計画とすること。

- ウ 義農神社、桜、松その他地域の風景との調和に配慮し、周辺環境になじむ植栽計画とすること。

(10) 照明

照明は、公園外周の街灯を兼ねるもの及び園内通路の安全確保を主な目的として整備すること。

- ア 園路、出入口、建築施設周辺、便所周辺その他夜間の安全確保に必要な箇所に
ついて、適切な明るさ、視認性及び防犯性を確保すること。
- イ 周辺住宅、義農神社、道路利用者及び公園利用者へのまぶしさや光害を抑え、
景観及び維持管理に配慮した計画とすること。
- ウ 演出的な照明は多用せず、義農神社との関係、サイン、建築物、植栽等に対し
て必要な箇所に限定して計画するものとする。

(11) サイン

サインは、公園利用者に必要な情報を分かりやすく伝えけるとともに、義農公園の背景や災害後生活支援・受援機能を理解しやすくするものとして整備すること。

- ア 公園名、案内、利用ルール、注意喚起等に関するサインを適切に配置し、子ども、高齢者、初めて訪れる人にも分かりやすいものとする。
- イ 災害後生活支援・受援機能に関する案内には、受援機能、かまどベンチ、マンホールトイレ、雨水貯留施設の機能紹介、周辺避難所への案内等を含めること。
- ウ 義農神社・歴史関係のサインは、義農精神、義農神社及び公園の成り立ち等を
分かりやすく伝えるものとし、情報量、視認性、景観及び更新のしやすさに配慮すること。

(12) 排水

排水は、芝生広場、園路、スポーツ広場、水遊び場、建築施設周辺その他公園利用に支障が生じないように、施設全体で適切に計画すること。

- ア 降雨後にぬかるみ、水たまり、舗装の劣化、芝生の傷み、利用停止等が生じにくいよう、地盤高、勾配、排水経路及び排水施設の配置に配慮すること。
- イ 水遊び場、スポーツ広場、園路及び建築施設周辺については、利用者の安全性、
清掃性及び管理のしやすさを踏まえ、排水不良が生じない計画とすること。
- ウ 既存排水、雨水貯留施設、周辺道路及び外構との関係を踏まえ、将来の点検及び
清掃に支障が生じない排水計画とすること。

3 建築施設に係る要求水準

(1) 建築施設の基本的な考え方

建築施設は、交流・体験学習棟、大屋根、フォリー（あずま屋）、倉庫、建築設備等を、公園利用を支える施設として整備すること。

- ア 芝生広場、園路、遊具、休憩・滞在空間、植栽等と連携し、利用者の滞在、見
守り、活動及び管理を支える施設として計画すること。
- イ 安全性、管理性及び景観を確保するとともに、既往設計図書に示す設計意図を
踏まえ、公園と連続する遊びの要素、子どもの好奇心、発見、回遊及び立ち寄り
を誘発する要素を取り入れること。

- ウ 意匠・景観として、公園、義農神社、周辺住宅地、既存樹木、桜や松の風景等と調和するものとし、日常的に親しまれる施設とすること。
- エ 将来の管理運営者、地域住民、地域団体等による利用を想定し、日常利用、地域活動、事業活動及び災害後利用に対応できる計画とすること。
- オ 本事業で整備する建築物は、木造と鉄骨を組み合わせた混構造を基本とし、既往設計図書に示す構造計画を踏まえること。

(2) 交流・体験学習棟

交流・体験学習棟は、えんがわ、チャレンジキッチン（前室及び更衣室含む）、体験学習室、学習支援室、備品庫、便所、授乳室、給湯室等により構成される、公園利用の拠点施設として整備すること。

- ア 町民の交流、体験学習、地域活動、学習支援、ワークショップ、災害後の生活支援等に対応できる施設とすること。
- イ 体験学習室及び学習支援室は、多目的利用、学習支援、地域活動、災害後の生活支援等に対応できる空間とし、屋外空間との連携、見守りやすさ、可変性及び管理区分に配慮すること。
- ウ えんがわは、屋内外をゆるやかにつなぐ空間として、休憩、見守り、交流、雨天時や日差しを避けた滞在、小規模な活動に対応できる計画とすること。
- エ チャレンジキッチンは、飲食、体験活動、地域活動、災害後の炊き出し等に対応できる施設とし、衛生管理、給排水、換気、収納、利用者動線及び管理区分に配慮すること。
- オ 便所は、男子便所、女子便所及び多目的便所を基本とし、公園利用、イベント利用及び災害後利用に対応できるよう、分かりやすさ、防犯性及び管理区分に配慮すること。
- カ 授乳室は、子育て世代が安心して利用できる施設とし、プライバシー、安心感、防犯、便所及び休憩空間との関係に配慮すること。
- キ 備品庫及び給湯室は、交流・体験学習棟の日常利用、地域活動及び災害後利用を支える機能として、管理区分、収納、搬出入及び清掃性に配慮すること。
- ク チャレンジキッチン、体験学習室、学習支援室、えんがわ及び屋外空間等について、民間事業者、地域団体、個人等が、飲食、物販、教室、体験活動、イベントその他の事業活動を、収益を得ながら継続的に実施することができるよう、利用形態、設備、収納、搬出入、管理区分及びセキュリティに配慮すること。

(3) 大屋根

大屋根は、建築施設単体の付属物ではなく、公園全体の滞在、活動、見守り、イベント、災害後の活動等を受け止める屋外空間として整備すること。

- ア 芝生広場、園路等の周辺との関係を踏まえ、雨天時や強い日差しを避けた利用、休憩、地域活動、イベント、物資配布等に対応できる計画とすること。
- イ 利用者が自然に集まり、滞在できるよう、柱位置、屋根のかかり方、動線、見通し及び周辺施設との取り合いに配慮すること。

ウ 照明、電源、排水及び管理に配慮し、屋外空間として安全かつ継続的に利用しやすい計画とすること。

(4) フォリー（あずま屋）

フォリー（あずま屋）は、公園内の小さな居場所、休憩、見守り、景観形成、遊びや滞在のきっかけとなる施設として整備すること。

ア 園路、広場、遊具、植栽、義農神社との関係を踏まえ、利用者が自然に立ち寄り、短時間でも滞在できる場所として計画すること。

イ 配置については、利用者動線、安全性、管理性、見通し及び周辺景観との調和を踏まえ、必要に応じて町と協議のうえ調整するものとする。

(5) 倉庫

倉庫は、公園管理、イベント等に必要な備品等を収納できる施設として整備すること。

ア 交流・体験学習棟内の備品庫とは役割を分け、屋外利用や管理作業に必要な物品の収納、搬出入動線及び管理区分に配慮すること。

イ 施錠、防犯、湿気対策及び整理のしやすさに配慮し、必要時に円滑に搬出入できる計画とすること。

(6) 建築設備

建築設備は、建築施設の日常利用、イベント利用及び災害後利用に対応できる機能を確保すること。

ア 電気、給排水、空調、換気、照明、通信、防犯等の設備は、各室の用途、屋外空間との関係、チャレンジキッチンの利用、公園管理及び災害後の生活支援を踏まえて計画すること。

イ 屋外電源、水栓、照明、通信、防犯等については、利用者の安全、いたずら防止、雨水対策、景観及び管理区分に配慮して計画すること。

ウ 太陽光発電等の再生可能エネルギー設備については、費用対効果、設置場所、景観、維持管理、災害後利用及び電気設備との整合を踏まえ、導入可能性を検討すること。

4 災害後生活支援・受援機能に係る要求水準

(1) 災害後生活支援・受援機能の基本的な考え方

災害後生活支援・受援機能は、発災直後の避難拠点としてではなく、発災後時間が経過し、浸水や余震等が落ち着いた後の中長期的な生活支援及び受援活動を支える施設機能として整備すること。

ア 物資配布、炊き出し、給水対応、支援者活動、情報共有、一時的な待機・休憩等を想定し、平時の公園施設を災害後にも活用できる計画とすること。

イ かまどベンチ及びマンホールトイレは、災害後生活支援・受援機能として整備すること。

ウ 災害後生活支援・受援活動に資する追加機能は、平時利用、景観、維持管理性、費用対効果及び災害後利用時の使いやすさとの整合を踏まえ、プロポーザルにおける提案対象とすること。

(2) 災害後の生活支援及び受援活動に対応する施設機能

災害後の生活支援及び受援活動に当たっては、芝生広場、大屋根、交流・体験学習棟、チャレンジキッチン、便所、倉庫、園路、出入口等が連携して機能するよう整備すること。

ア 炊き出し、物資配布、給水対応、支援者活動、情報共有、一時的な待機・休憩等に対応できるよう、屋根付き空間、屋外電源、給排水、照明、収納及び管理動線に配慮すること。

イ 歩行者、管理車両、支援車両等の動線が錯綜しにくいよう、公園出入口、園路、広場、建築施設及び周辺道路との関係に配慮すること。

(3) 平時利用と災害後利用の両立

災害後生活支援・受援機能は、平時の公園利用を損なわず、日常的に使われる広場、建築施設、屋外空間及び設備等が、災害後にも無理なく転用できるよう計画すること。

ア 子どもの遊び、休憩、景観、地域活動及び維持管理を阻害しないよう、平時に違和感なく利用でき、災害後には必要な機能を把握しやすい配置及びサインとすること。

イ 災害後の施設機能の回復、設備の保護、排水、泥等の処理及び点検しやすさに配慮し、清掃、点検及び再利用を行いやすい計画とすること。

5 周辺道路・外構に係る要求水準

(1) 周辺道路・外構整備の基本的な考え方

周辺道路・外構は、公園、義農神社及び周辺地域を安全かつ円滑につなぐ基盤として整備すること。歩行者、自転車、管理車両及び緊急車両等の動線に配慮し、公園の開放性、安全性、管理性及び周辺環境との調和を確保すること。

(2) 出入口及び歩行者動線

公園出入口は、周辺道路及び園内動線との関係を踏まえ、安全で分かりやすい計画とすること。

ア 段差、勾配、舗装、見通し等に配慮し、子ども、高齢者、車いす利用者及びベビーカー利用者等が安全に利用できるものとする。

イ 公園外周部の西側及び北側については、公園敷地内を歩道として利用できるよう整備し、周辺の歩行者動線との連続性を確保すること。

(3) 車両動線及び臨時駐車場利用

管理車両及び緊急車両の進入、停車、転回等に必要な動線を確保し、歩行者動線及び公園利用への影響に配慮すること。スポーツ広場は、臨時駐車場として利用できるよう、進入動線、駐車時の安全性、舗装及び排水等を適切に計画すること。

(4) 周辺道路との接続及び外構

公園敷地と周辺道路との接続部及び境界部については、段差、舗装、排水等の状況を確認し、必要に応じて補修及びすり付けを行うこと。なお、本事業における周辺道路工事は、これらの接続部及び境界部の補修その他必要な整備をいう。

また、フェンス、車止め、門扉、植栽帯、サイン等は、公園の開放性と管理性のバランスを踏まえ、義農神社、近隣住宅及び周辺環境との調和に配慮して計画すること。

6 雨水貯留施設上部利用に係る要求水準

(1) 雨水貯留施設上部利用の基本的な考え方

雨水貯留施設上部は、公園利用を行う区域であると同時に、雨水貯留機能を有する重要な地下構造物の上部であることを踏まえて整備すること。

ア 別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」に定める条件を満たすとともに、既往設計図書及び雨水貯留施設関係資料を参照し、構造条件、荷重条件、土被り、点検及び維持管理条件との整合を図ること。

イ 公園施設としての魅力や使いやすさを確保しつつ、雨水貯留施設の機能、安全性、点検、維持管理及び将来補修に支障を生じさせない計画とすること。

(2) 上載荷重、施設配置及び基礎等への配慮

雨水貯留施設上部に設置又は通行する施設等については、上載荷重及び集中荷重が既存施設に与える影響に配慮すること。

ア タコのすべり台、遊具、盛土、舗装、植栽、照明柱、サイン、防球ネット、管理車両動線その他上部に設置又は通行する施設等は、雨水貯留施設の荷重条件との整合を図ること。

イ 施設配置及び基礎等は、雨水貯留施設の構造条件及び土被りを踏まえ、荷重の集中、掘削、杭、基礎、埋設物等が雨水貯留施設に不利な影響を与えないよう計画すること。

ウ 既往設計図書における上載荷重の検討結果を踏まえ、雨水貯留施設のポンプ位置の変更とタコのすべり台の配置、構造及び基礎等との関係について必要な確認を行い、町と協議のうえ整理するものとする。

(3) 点検、維持管理及び将来補修への配慮

雨水貯留施設上部及びその周辺は、雨水貯留施設の点検、清掃、補修その他維持管理に支障を生じさせないように計画すること。

ア 点検口、管理動線、維持管理用スペース等を確保し、雨水貯留施設の点検、清掃、補修その他維持管理が適切に行えるよう配慮すること。

イ 上部に設置する遊具、舗装、植栽、工作物、サイン、照明等は、点検口の開閉、維持管理作業、将来補修又は更新の妨げとならないよう計画すること。

ウ 雨水貯留施設上部及びその周辺の排水は、雨水貯留施設本体、公園利用、芝生広場、園路、建築施設及び周辺道路への影響を踏まえ、滞水、ぬかるみ、流出等が生じにくい計画とすること。

7 維持管理性及び将来運営に配慮した施設整備

(1) 維持管理性及び将来運営への配慮の基本的な考え方

維持管理性及び将来運営への配慮は、施設整備段階から確保すべき条件として、施設の配置、仕様、設備及び外構計画に反映すること。維持管理は、町又は事業者による業務としてのみ捉えるのではなく、地域住民、地域団体、利用者等が無理のない範囲で関わり、公園への愛着や担い手を育てていく視点を含むものとする。

ア 芝生広場、遊具、スポーツ広場、園路、植栽、照明、サイン、排水、建築施設、設備等について、日常的な管理、点検、修繕及び更新を見据えた計画とすること。

イ 施設機能、景観、請負代金額及び管理負担の均衡に配慮し、地域住民、地域団体、利用者等が関わりながら、供用開始後も継続的に使い、育てていくことができる施設整備とすること。

(2) 清掃、点検、修繕及び更新への配慮

清掃、点検、修繕及び更新は、管理者が日常的に対応しやすい施設構成、配置、材料及び設備となるよう配慮すること。

ア 遊具、舗装、植栽、芝生、水遊び場、照明、サイン、建築設備等について、劣化、破損、故障及び不具合を把握しやすく、必要な補修又は更新を行いやすい計画とすること。

イ 排水不良、落葉、土砂堆積、ぬかるみ、汚れ、いたずら、破損等が管理上の負担となりにくいよう、施設配置、排水、素材、納まり及び管理しやすさに配慮すること。

(3) 管理動線、収納及び設備利用への配慮

管理動線、収納及び設備は、日常管理、イベント利用、災害後利用等に必要な作業及び利用を支える機能として計画すること。

ア 管理車両、作業員、資材搬入、清掃、点検、植栽管理、設備点検等に対応できる管理動線を確保し、公園利用者の安全及び日常利用への影響に配慮すること。

イ 倉庫、備品庫、屋外水栓、屋外電源、照明、点検口等は、使いやすさ、管理区分、防犯、施錠、搬出入及び点検のしやすさに配慮して配置すること。

(4) 将来の管理運営体制への対応

指定管理者その他供用開始後の管理運営を担う者が未定であることを踏まえ、町は、公園完成までの間に、管理運営を担う可能性のある事業者、地域住民及び地域団体等との対話を行う予定である。受注者は、町から対話の内容が示された場合は、設計及び施工の進捗、請負代金額、要求水準その他の条件を踏まえ、可能な範囲で施設計画に反映すること。

ア 将来の管理運営者、地域住民及び地域団体等による利用、維持管理、地域活動及び事業活動を想定し、必要な設備、収納、動線、管理区分及びセキュリティを検討すること。

イ 対話の内容を施設計画に反映することが困難な場合は、その理由及び運用面における代替方策を整理し、町と協議すること。

ウ 民間事業者、地域団体、個人等による飲食、物販、教室、体験活動、イベントその他の事業活動が、公園の日常利用及び公共性と両立し、継続的な運営につながるよう、施設、設備、動線、収納及び管理区分に配慮すること。

第3章 業務実施及び工事施工に係る共通要求水準

1 共通的事項

本章は、本事業に係る各業務に共通する実施条件、管理ルール及び町との協議方法を定めるものである。受注者は、契約図書に基づき、各業務を相互に連携させ、本事業を適正に履行すること。

- ア 受注者は、調査・実施設計、社会実験支援、工事監理、工事施工、その他本事業に必要な業務を分断せず、町との協議を踏まえ、一体的かつ計画的に実施すること。
- イ 受注者は、既往設計図書に示された設計意図及び検討内容を踏まえつつ、技術提案採用事項、現地条件、関係機関協議、施工性、コスト及び町との協議を踏まえ、必要な調整を行うものとする。
- ウ 受注者は、関係法令、条例、基準、補助制度その他本事業に適用される関係条件を遵守し、公共施設として必要な性能、安全性及び説明責任を確保すること。
- エ 各業務固有の作業内容及び手順は、第4章以降に定める各業務の要求水準によるものとする。調査及び実施設計に係る条件並びに条件相違等の取扱い及び本事業のリスク分担は別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」に、提出書類及び成果品の詳細は別紙2「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

2 実施体制及び役割分担

受注者は、本事業全体を統括できる実施体制を構築し、調査・実施設計、社会実験支援、工事監理、工事施工等の各担当が相互に連携できる体制を確保すること。各担当の役割、責任範囲及び連絡体制を明確にし、町との協議及び意思決定が円滑に行われるよう管理するものとする。

- ア 代表企業及び統括責任者は、本事業全体の進捗、品質、工程、コスト、課題及び関係者間の調整を統括し、町への報告及び協議の窓口を担うこと。
- イ 調査・実施設計業務責任者、社会実験支援業務責任者、工事監理業務責任者、現場代理人その他必要な責任者は、それぞれの担当業務を管理するとともに、関係する担当者と情報共有を行い、業務間の不整合が生じないよう相互に調整すること。
- ウ 受注者は、体制表、各業務の責任者及び担当者の一覧、連絡体制、責任分担その他必要な事項を着手時に町へ提出すること。実施体制に変更が生じる場合は、速やかに町へ報告すること。なお、本契約成立後の配置技術者の変更については、契約図書の定めによる。

3 協議、手続及び記録

受注者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、町との打合せ、協議、報告、記録及び課題管理を適切に行うこと。協議に当たっては、判断に必要な資料を整理し、未決事項、確認事項及び変更の可能性がある事項を明確にするものとする。

- ア 受注者は、町との打合せ及び協議において、検討事項、協議結果、指示事項、確認事項、未決事項及び今後の対応を記録し、関係者間で共有すること。
- イ 受注者は、関係官公署、インフラ事業者、道路管理者、消防、建築確認、財源協議その他必要な関係者との協議又は手続について、必要な資料作成、協議支援及び進捗管理を行うこと。
- ウ 受注者は、協議又は手続の結果が設計内容、施工内容、工程、コスト、財源協議、予算管理の整理その他本事業の実施条件に影響する場合は、その内容を整理し、速やかに町と共有すること。
- エ 打合せ記録、課題管理表その他の記録は、町が定める関係様式により適切に作成し、管理すること。

4 工程管理

受注者は、本契約締結後、調査・実施設計、関係機関協議、申請、社会実験支援、工事監理、工事施工、検査、引渡し及び供用開始準備までを見通した全体工程を作成し、町の確認を受けること。工程は、各業務の関係性、町の確認時期、関係機関協議、補助金等の手続及び工事着手時期を踏まえ、実現性のあるものとする。

- ア 受注者は、全体工程、主要なマイルストーン、町との協議時期、関係機関協議及び申請時期、工事着手及び完成に向けた工程を整理し、進捗状況を継続的に管理すること。
- イ 工程管理に当たっては、雨水貯留施設上部利用、地下埋設物、既存施設、建築・公園・設備の取り扱い、関係機関協議その他工程に影響する要因を適切に把握すること。
- ウ 財源協議、助成金等の申請又は予算執行上必要な手続との関係を踏まえ、指令前着手又は指令前着工とみなされる行為が生じないように留意すること。
- エ 工程に遅延又は変更の可能性が生じた場合は、受注者は、影響範囲、理由、対応策及び工期への影響を整理し、町と協議のうえ必要な対応を行うこと。

5 コスト管理及び仕様等の調整

受注者は、請負代金額の範囲内で、施設機能、品質、安全性、施工性、維持管理性及び景観の均衡を確保するよう、設計段階から施工段階まで継続的にコスト管理を行うこと。コストの増減が見込まれる場合は、その理由、影響範囲及び対応方針を整理し、町との協議に必要な資料を作成するものとする。

- ア 受注者は、既往設計図書及び技術提案採用事項の内容を踏まえ、設計内容、仕様、数量、施工条件及び工程とコストの関係を継続的に確認し、必要に応じて町へ報告すること。
- イ 受注者は、技術提案採用事項の具体化、同等品の採用、仕様、施工方法又は納まりの調整を行おうとする場合は、要求水準、既往設計図書の意図、技術提案採用事項の内容、品質、機能、安全性、維持管理性、工程、費用及び景観への影響を整理し、事前に町の承諾を受けること。

- ウ 前号の調整は、要求水準及び本事業の目的を満たす範囲で行うものとし、施設機能、災害後生活支援・受援機能、安全性、利用者の快適性及び維持管理性を損なうものであってはならない。
- エ 仕様等の調整により、請負代金額、工期又は契約内容に変更が生じる場合は、契約書その他関係図書に基づき、町と受注者が協議のうえ必要な手続を行うものとする。ただし、受注者の都合又は提案内容の検討不足を理由とする請負代金額の増額又は履行期限の延長は認めない。
- オ 賃金又は物価の変動等により請負代金額への影響が見込まれる場合は、受注者は、影響内容、対象範囲、根拠資料及び工程への影響を整理するものとする。請負代金額の変更については、契約書に定めるスライド条項その他関係規定に基づき、町と受注者が協議のうえ対応するものとする。
- カ 受注者は、町が財源協議、助成金等の申請、予算管理、契約変更その他本事業の執行上必要と認める場合は、設計内容、工事内容、費目、数量等の区分が確認できる資料の作成に協力すること。

6 品質管理、安全管理及び近隣対応

受注者は、契約図書に定める要求水準を満たすよう、各業務を通じて品質管理、安全管理及び近隣対応を適切に行うこと。本章では各業務共通の原則を定め、工事施工における具体的な安全管理、仮設、交通誘導、工事車両、騒音、振動、粉じん、夜間作業及び近隣説明等の詳細は、第7章 工事施工に係る要求水準に定める。

- ア 受注者は、設計内容、施工内容、材料、機器、出来形、施工状況等が契約図書、実施設計図書、許認可等の条件及び町との協議結果に適合するよう管理すること。
- イ 品質管理に当たっては、各担当間で設計意図、施工条件、仕様、変更事項及び確認事項を共有し、業務間の不整合、手戻り又は性能不足が生じないようにすること。
- ウ 安全管理に当たっては、公園周辺の住宅地、通学児童、義農神社、周辺道路、公園周辺利用者等への影響に配慮し、事故、第三者被害及び施設損傷の防止に努めること。
- エ 近隣対応に当たっては、町と連携し、必要な情報提供、説明、調整及び記録管理を行い、苦情又は要望があった場合は、内容、対応状況及び再発防止の考え方を整理すること。

7 検査、引渡し及び契約不適合への対応

受注者は、本事業の各段階において必要な確認、社内検査、出来形確認、機能確認、試運転及び町の検査への協力を行うこと。検査及び引渡しに当たっては、施設が契約図書、実施設計図書、許認可等の条件及び町との協議結果に適合していることを確認するものとする。

- ア 受注者は、調査、設計、施工、設備、外構その他各業務の進捗に応じて必要な確認を行い、不具合又は未確認事項がある場合は、町と共有し、是正又は対応方針を整理すること。

- イ 引渡しに当たっては、完成図書、維持管理に必要な資料、保証書、取扱説明書、鍵、備品その他必要な資料等を整理し、町が供用開始後に施設を適切に管理できる状態とすること。
- ウ 成果品、提出書類、引渡し資料及び備品等の詳細は、別紙２「成果品・提出書類一覧」によるものとする。
- エ 契約不適合又は不具合が確認された場合は、契約図書に基づき、原因、対応方針、是正内容及び再発防止策を整理し、町と協議のうえ速やかに対応すること。

第4章 調査・実施設計業務に係る要求水準

1 調査・実施設計業務の基本

調査・実施設計業務は、第2章 施設整備に係る要求水準を踏まえ、本事業に必要な調査、条件整理、実施設計、許認可・申請図書作成及び設計成果品の作成を行う業務である。受注者は、本書、既往設計図書、技術提案採用事項一覧、現地条件、関係機関協議及び町との協議を踏まえ、施設整備に必要な設計内容を具体化すること。

- ア 実施設計は、単に既往設計図書を図面化するものではなく、施設整備の要求水準、災害後生活支援・受援機能、雨水貯留施設上部利用、維持管理性、施工性及び請負代金額との整合を図りながら具体化する業務として実施すること。
- イ 受注者は、調査結果、設計条件、協議結果、コストへの影響及び施工上の留意点を整理し、町と共有しながら設計を進めること。
- ウ 既往設計図書に示す計画を見直し又は調整する必要がある場合は、変更理由、影響範囲及び対応方針を整理し、町と協議のうえ設計に反映すること。
- エ 調査・実施設計業務の詳細な実施内容は本章に、調査及び実施設計に係る条件並びに条件相違等の取扱い及び本事業のリスク分担は別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」に、提出書類及び成果品の種類、内容、提出時期、提出形式及び提出部数は別紙2「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

2 適用基準等

受注者は、関係法令、条例及び規則並びに国、愛媛県及び町が定める基準、指針、標準仕様書その他本事業に適用される技術基準に基づき、調査及び実施設計を行うこと。

- ア 適用する法令及び技術基準は、原則として契約日における最新版によるものとする。ただし、適用時点が別に定められているもの又は町が指定するものは、この限りでない。
- イ 複数の基準等に相違がある場合又は適用関係が明確でない場合は、施設の安全性、品質及び要求水準への適合性を踏まえ、町と協議すること。
- ウ 適用又は準用した法令、基準、指針及び仕様書は、「設計条件・設計方針・適用基準等整理表」に整理すること。

3 業務計画、設計方針及び照査

受注者は、調査・実施設計業務の着手時に、対象範囲、実施体制、工程、調査計画、設計方針、照査方法及び成果品提出計画を整理し、町の確認を受けること。

- ア 受注者は、要求水準書、技術提案採用事項一覧、既往設計図書、別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」、現地条件及び関係機関協議を踏まえ、設計条件及び設計方針を整理すること。
- イ 受注者は、照査の担当者、対象、項目、時期及び方法をあらかじめ定め、設計の各段階において照査を行うこと。
- ウ 照査結果、指摘事項、是正内容及び最終確認結果は、設計照査報告書に整理すること。

- エ 町による設計内容又は照査結果の確認は、受注者が契約図書に基づき負う責任を免除するものではない。

4 現地条件、地盤条件及び既存施設等の確認

受注者は、実施設計に先立ち、既往資料と現地条件の整合を確認し、設計に必要な条件を整理すること。確認に当たっては、公園施設、建築施設、周辺道路・外構、雨水貯留施設上部利用等に影響する事項を適切に把握するものとする。

- ア 現地条件、測量成果、地盤条件、既存施設、周辺道路、敷地境界、既存樹木、既存排水、既存舗装、地下埋設物等について、既往資料と現地の整合を確認すること。
- イ 地盤条件については、既往の地盤調査結果を確認するとともに、別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」に定める追加地盤調査を実施し、その結果を踏まえ、建築施設、遊具、工作物、舗装、雨水貯留施設上部利用、周辺道路・外構等の設計に必要な条件を整理すること。
- ウ 既存施設、旧施設跡、既存排水、既存樹木、既存舗装、周辺道路との接続部等について、撤去、活用、更新又は調整の要否を整理すること。
- エ 追加地盤調査その他の調査の実施区分、位置、数量、方法及び条件相違が判明した場合の取扱いは、別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」に、提出書類及び成果品は、別紙2「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

5 雨水貯留施設、地下埋設物及び災害後生活支援・受援条件の確認

受注者は、雨水貯留施設、地下埋設物、既存インフラ及び災害後生活支援・受援機能に関する条件を確認し、実施設計に反映すること。これらの条件は、施設配置、基礎、盛土、舗装、設備、動線及び維持管理に影響するため、関係資料及び現地条件を踏まえて整理するものとする。

- ア 雨水貯留施設については、既往設計図書、構造条件、荷重条件、土被り、点検口、維持管理条件、既存協議資料等を確認し、上部利用に係る設計条件を整理すること。
- イ 雨水貯留施設のポンプ位置変更その他既往設計図書を確認し、タコのすべり台、盛土、遊具基礎、舗装、植栽、照明柱、防球ネット、管理車両動線等への影響を整理すること。
- ウ 地下埋設物、防火水槽、既存排水、周辺インフラ等については、既往資料及び現地確認により位置、構造、管理者及び影響範囲を整理し、必要な設計調整を行うこと。
- エ 災害後生活支援・受援機能については、かまどベンチ、マンホールトイレ、屋外電源、給排水、倉庫、動線、サイン等の配置及び使われ方を確認するとともに、技術提案採用事項の内容を具体化し、実施設計に反映すること。

6 設計条件の整理及び実施設計への反映

受注者は、調査結果、既往設計図書、技術提案採用事項、関係機関協議及び町との協議結果を踏まえ、設計条件を整理し、実施設計に反映すること。設計に当たっては、各施設及び各工種の不整合が生じないように、相互関係を確認するものとする。

- ア 公園施設、建築施設、災害後生活支援・受援機能、雨水貯留施設上部利用、維持管理性、施工性及びコストの相互関係を整理し、設計内容に不整合が生じないようにすること。
- イ 既往設計図書に示す計画を見直し又は調整する場合は、変更理由、機能、品質、安全性、景観、維持管理性、施工性及びコストへの影響を整理し、町の承諾を受けること。
- ウ 技術提案の具体化、同等品の採用又は仕様等の調整を実施設計へ反映する場合は、第3章5 コスト管理及び仕様等の調整に定めるコスト管理及び仕様等の調整の考え方にに基づき、要求水準、既往設計図書の意図及び技術提案採用事項の内容との整合を確認すること。
- エ 設計内容は、工事施工担当、工事監理担当、町及び関係機関が、施設性能、施工条件、管理上の留意点及び事業執行上必要な事項を確認できるものとする。
- オ 造成、掘削、盛土その他の土工計画を踏まえて土量収支を整理し、建設発生土の発生量、場内利用量及び場外搬出の要否を明らかにすること。場外搬出が必要となる場合は、搬出先及び処理方法について町と協議し、実施設計に反映すること。これに伴う工期及び請負代金額の取扱いは、契約書及び別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」による。

7 許認可、関係機関協議及び申請図書作成

受注者は、本事業に必要な許認可、建築確認申請、関係機関協議、届出、完了検査その他各種手続について、必要な資料及び申請図書を作成し、当該手続を適切に行うものとする。これらの手続は、松前町長を申請者名義とし、受注者が代理して行うことを基本とする。手続に必要な手数料は請負代金額に含め、受注者の負担とする。手続の実施に当たっては、第3章3 協議、手続及び記録の考え方にに基づき、提出時期等について町と協議のうえ対応すること。

- ア 建築、消防、道路、給排水、電気、通信、財源協議、助成金等の申請その他本事業に必要な関係協議、申請、届出及び検査対応について、受注者は、町と協議のうえ、必要な資料作成、提出、調整、立会いその他必要な事務手続を行うこと。
- イ 関係機関協議、申請又は検査対応により、設計内容、工程、費用の整理に影響が生じる場合は、その内容を町へ報告し、必要な調整を行うこと。
- ウ 申請図書及び協議資料の作成に当たっては、施設整備内容、雨水貯留施設上部利用、周辺道路・外構、建築施設、災害後生活支援・受援機能等との整合を確認すること。

- エ 既往協議及び許認可上の個別条件は、別紙１「調査・実施設計条件・リスク分担保」に、具体的な手続一覧、提出先、提出時期及び関係書類の取扱いは、別紙２「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

8 設計図書、積算資料及び成果品

受注者は、実施設計に必要な設計図書、数量計算、積算資料、申請図書、協議資料その他本事業の施工及び工事監理に必要な成果品を作成すること。成果品は、町が設計内容、施工条件、費用、契約変更協議、予算管理及び維持管理上の留意点を確認できる内容とするものとする。

- ア 設計図書は、工事施工担当、工事監理担当、町及び関係機関が、設計内容、要求水準、施工条件、関係機関協議の結果及び維持管理上の留意点を確認できるものとする。
- イ 数量計算、積算資料及び工種区分は、設計内容、工事内容、費目、数量、単価、契約変更協議、予算管理及び事業執行上必要な区分を確認できるよう整理すること。
- ウ 受注者は、実施設計の完了時に、設計図書、数量計算書、積算資料、工事費内訳書その他町が必要と認める資料を提出し、設計内容、数量、仕様及び金額の妥当性・整合性について町の確認を受けること。
- エ 前号の確認に当たっては、要求水準書及び技術提案採用事項一覧への適合、既往設計図書に示す設計意図及び検討内容との関係、請負代金内訳書（業務区分・年度別内訳）、関係機関協議の結果並びに現地条件との整合を整理すること。
- オ 町が設計内容、数量、仕様、工事費内訳又は積算根拠について説明又は追加資料を求めた場合は、受注者は必要な範囲で対応すること。
- カ 成果品は、別紙２「成果品・提出書類一覧」に定める形式により作成し、図面、資料、計算書、協議記録、申請図書、積算資料等の関係が確認しやすい構成とすること。
- キ 成果品の種類、提出時期、提出部数、電子データ形式、図面表記及びファイル構成は、別紙２「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

第5章 社会実験支援業務に係る要求水準

1 社会実験支援業務の目的及び位置づけ

社会実験支援業務は、整備後の公園の使い方、地域活動、管理運営、施設・設備・備品・動線等を検証し、その成果を実施設計、施工及び維持管理・運営準備に活かすことを目的とする。社会実験は、本事業期間中に町が実施し、受注者はその企画、準備及び実施を支援するものとする。単なるイベントではなく、地域の取組や地域住民、地域団体等との対話を将来の公園づくりにつなげる取組とし、本格的な実施は令和9年度以降とする。社会実験支援業務に必要な会場使用、設備・備品、消耗品、広報、保険、アンケート等の経費は、町が別途負担する旨を明示したものを除き、請負代金額に含むものとする。

受注者は、本契約成立後、実施設計と並行して検証課題、実施条件、実施方法及び関係者との調整事項を整理し、社会実験を提案・支援するとともに、反映可能かつ有効な成果を設計、施工及び維持管理・運営準備に反映すること。

ア 社会実験は、「義農公園を育てる5つのヒント」を踏まえ、町民参加を継続しながら、施設の使われ方、管理上の課題、必要な設備及び将来の運営に関する検討材料を得るものとして位置づけること。

イ 社会実験は、供用開始後の運営内容を固定するものではなく、将来の管理運営方法を検討するための材料を得る取組として整理すること。

ウ 受注者は、社会実験の結果を実施記録にとどめず、設計内容、施工時の調整、備品・設備計画及び維持管理・運営準備に反映すべき示唆として整理すること。

2 社会実験の企画提案及び実施支援

受注者は、町が想定する検証テーマ、既往設計図書、WSの意見、第2章 施設整備に係る要求水準に定める施設整備の方向性、技術提案及び現地条件を踏まえ、社会実験の具体的な内容、実施方法、検証方法及び反映方法を提案すること。具体的なプログラム、実施体制及び役割分担は本書で固定せず、技術提案採用事項一覧を踏まえ、契約後に作成する社会実験支援業務全体計画書により、町と協議のうえ具体化するものとする。

ア 検証テーマは、子どもの遊び、滞在、軽運動、地域活動、飲食、学習、災害後生活支援・受援機能の使われ方、管理運営上の課題等を基本とし、本事業の目的達成に有効な内容を提案すること。

イ 受注者は、プロポーザルにおいて、社会実験のテーマ、内容、実施時期、実施場所、体制、検証方法及び設計・運営への反映方法を提案するものとする。

ウ 雨水貯留施設整備工事の完了後から本事業の工事着手までの間は、安全性、管理体制及び工程への影響を踏まえ、敷地の一部を子どもの遊び場等として暫定利用することを検討すること。関係者との調整が整う場合は、既設の仮囲い等を活用できるものとする。

エ 本契約成立後の具体化に当たっては、工程、実施場所、規模、安全性、近隣への影響、費用、施工計画との関係を踏まえ、町と協議のうえ実施内容を整理すること。

オ 受注者は、会場条件、参加者の動線、安全性、近隣への影響、必要な備品、実施時間、天候対応、記録方法等を整理し、町が社会実験を実施しやすいよう支援すること。

3 町民、地域団体等との連携

受注者は、町民、地域団体、関係者等との連携を支援し、社会実験が町民参加の継続及び今後の管理運営の検討につながるよう配慮すること。連携に当たっては、町の方針を踏まえ、参加者や関係者に過度な負担が生じない方法とするものとする。

ア WS参加者、地域団体、子育て世代、子ども、高齢者、利用者、周辺住民等、多様な主体の関わり方を踏まえ、必要な調整、資料作成、説明補助等を行うこと。

イ 社会実験の実施に当たっては、参加しやすく、意見や気づきを把握しやすい方法となるよう配慮し、町民等の主体的な関わりを促すこと。

ウ 社会実験に関する対外的な説明、広報、案内等は、町の方針に基づき、町と協議のうえ支援すること。

4 社会実験の記録、検証及び反映

受注者は、社会実験の実施状況、参加状況、利用者の反応、課題、運営上の気づき及び施設計画への示唆等を記録し、検証すること。検証に当たっては、実施設計、工事施工、供用開始準備及び維持管理・運営準備への活用可能性を明確にするものとする。

ア 写真、図面、参加者意見、観察記録、アンケート、関係者ヒアリング等を必要に応じて用い、社会実験の結果を定性的及び定量的に整理すること。

イ 検証結果は、施設配置、動線、設備、備品、サイン、利用ルール、管理方法その他実施設計又は維持管理・運営準備に関係する事項ごとに整理すること。

ウ 検証結果のうち、反映可能かつ有効な事項について、実施設計、施工時の調整、備品・設備計画、利用ルール、供用開始準備、維持管理・運営準備等への活用方法を整理すること。

エ 反映が困難な事項又は将来の管理運営上の検討事項については、理由、課題及び今後の扱いを整理し、町と共有すること。

オ 社会実験の結果を踏まえた要求水準、技術提案採用事項及び請負代金額の範囲内の具体化又は調整は、受注者の業務に含むものとする。ただし、町の指示により施設内容、性能又は施工範囲を変更する場合は、契約書及び別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」に基づき、必要な手続を行うものとする。

5 成果品

受注者は、社会実験支援業務の成果として、提案内容、実施計画、実施記録、写真記録、参加者意見、検証結果、設計等への反映方針及び今後の検討事項等を整理すること。成果品は、町が実施設計、施工、維持管理・運営準備、説明・広報等に活用できる内容とするものとする。

ア 成果品は、社会実験の実施内容及び結果だけでなく、施設計画、設備、備品、動線、管理運営上の課題及び反映方針が確認できるものとする。

- イ 成果品の種類、提出時期、提出部数、電子データ形式並びに写真、図面及びアンケート等の整理方法は、別紙２「成果品・提出書類一覧」によるものとする。
- ウ 個人情報、肖像、参加者意見等の取扱いについては、町の方針及び関係法令等を踏まえて適切に整理すること。

第6章 工事監理業務に係る要求水準

1 工事監理業務の基本

工事監理業務は、工事が契約図書、実施設計図書、許認可等の条件及び町との協議結果に適合して実施されていることを確認する業務である。本事業における工事監理業務は、建築工事監理を主たる対象とし、公園・ランドスケープについては、設計意図確認、デザイン監修、助言及び調整支援を行う業務として実施すること。

- ア 工事監理担当は、工事施工担当とは異なる立場から、設計図書、設計意図、要求水準、町との協議結果及び関係法令等との整合を確認すること。
- イ 工事監理担当は、確認結果、指摘事項、未決事項、変更の可能性がある事項を整理し、町、調査・実施設計担当及び工事施工担当と共有すること。
- ウ 工事監理業務の実施に当たっては、第3章 業務実施及び工事施工に係る共通要求水準を踏まえること。
- エ 工事監理担当の確認は、工事施工担当が行う施工管理、品質管理、安全管理及び工程管理を免除又は代替するものではないこと。
- オ 建築、構造及び建築設備に係る工事監理は、契約日における最新版の「建築工事監理業務委託共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を準用して行うこと。

2 建築工事監理

建築工事監理は、交流・体験学習棟、大屋根、フォリー（あずま屋）、倉庫、建築設備等が、実施設計図書、確認済証、要求水準及び関係法令に適合して施工されていることを確認する業務として実施すること。

- ア 建築基準法その他関係法令に基づく工事監理、法定検査、完了検査、中間検査が必要な場合の対応、検査立会い、関係書類の作成又は整理、検査済証等の取得に必要な対応を行うこと。
- イ 構造、意匠、設備、防火、避難、バリアフリー、衛生、給排水、電気、空調、換気、通信、防犯等について、実施設計図書及び関係法令との整合を確認すること。
- ウ チャレンジキッチン、便所、授乳室、給湯室、備品庫、屋外電源、水栓等について、公園利用、災害後生活支援・受援機能、維持管理性及び管理区分との整合を確認すること。
- エ 工事監理上確認した事項のうち、設計変更、施工方法、費用、工程又は関係機関協議に影響する可能性がある事項は、速やかに整理し、町と共有すること。

3 施工図、材料、機器等の確認

工事監理担当は、施工図、製作図、材料、機器、見本、色彩、仕上げ、設備仕様等について、実施設計図書、要求水準、技術提案採用事項一覧及び町との協議結果との整合を確認すること。

- ア 施工図等の確認に当たっては、設計意図、施工条件、納まり、利用者の安全、維持管理性、周辺景観及び義農神社との関係に配慮すること。

- イ 同等品の採用、仕様変更、施工方法の変更又は納まりの調整等が生じる場合は、品質、機能、安全性、耐久性、維持管理性、景観、工程、費用、契約内容及び事業執行への影響を確認し、町の承諾手続に必要な整理を行うこと。
- ウ 材料、機器等の確認に当たっては、災害後生活支援・受援機能、屋外利用、管理区分、設備更新及び将来の維持管理に支障が生じないよう確認すること。
- エ 施工図等の確認は、工事施工担当の責任による施工管理、品質管理、安全管理及び出来形管理を免除又は代替するものではないこと。

4 公園・ランドスケープに係る設計意図確認

公園・ランドスケープに係る業務は、建築工事監理と同等の法定監理としてではなく、実施設計図書及び設計意図に基づく設計意図確認、デザイン監修、助言及び調整支援として実施し、既往設計図書に示す設計意図及び検討内容を踏まえること。

- ア 芝生広場、タコのすべり台、遊具、スポーツ広場、園路、休憩・滞在空間、植栽、照明、サイン、排水、周辺道路・外構等が、設計図書及び設計意図に沿って実現されるよう確認、助言及び調整支援を行うこと。
- イ 義農公園の空間構成、見通し、回遊性、滞在性、見守り、義農神社との関係、松前らしさ・義農らしさ、植栽やサインの考え方等について、施工段階で設計意図が損なわれないよう確認すること。
- ウ タコのすべり台、はんぎり遊具、アスレチック的なオリジナル遊具、スポーツ広場、大屋根、フォリー（あずま屋）等について、使われ方、配置、見え方、安全性及び周辺施設との関係が設計意図と整合しているか確認すること。
- エ 雨水貯留施設上部利用に係る施設配置、上載荷重、基礎、盛土、点検口、維持管理動線、排水及び災害後生活支援・受援機能について、実施設計で整理した条件との整合を確認すること。

5 町の監督、検査及び引渡しへの協力

工事監理担当は、町が行う監督、段階確認、検査、立会い、協議及び引渡しに必要な資料整理、説明及び確認に協力すること。工事監理担当の業務は、町の監督、検査及び契約上の確認権限を代替するものではない。

- ア 工事の進捗に応じて、設計図書との適合状況、指摘事項、是正状況、変更の可能性がある事項及び町の判断が必要な事項を整理し、町へ報告すること。
- イ 完成検査、各種試験、試運転、設備確認、出来形確認、外構確認、遊具等の安全確認、サイン確認等に必要な立会い及び確認を行うこと。
- ウ 引渡しに向けて、完成図書、維持管理に必要な資料、取扱説明、鍵、備品、保証書等の整理について、工事施工担当及び第8章 その他業務に係る要求水準に定めるその他業務と連携すること。
- エ 検査又は確認の結果、是正、追加確認又は町との協議が必要となる事項が確認された場合は、内容、対応方針及び確認結果を整理すること。

6 成果品

受注者は、工事監理業務の成果品として、工事監理記録、打合せ記録、確認記録、施工図等の確認記録、材料・機器等の確認記録、指摘事項及び是正確認記録、検査立会記録その他必要な資料を整理すること。

- ア 成果品は、工事が契約図書及び実施設計図書等に適合して実施されたことを町が確認できる内容とすること。
- イ 建築工事監理に関して関係法令上必要となる報告書、記録、届出、検査関係書類等がある場合は、適切に作成又は整理すること。
- ウ 公園・ランドスケープに係る設計意図確認、デザイン監修、助言及び調整支援の経過についても、町が確認できるよう必要な記録を整理すること。
- エ 成果品の種類、提出時期、提出部数、電子データ形式並びに写真及び記録の整理方法は、別紙2「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

第7章 工事施工に係る要求水準

1 工事施工の基本

工事施工は、契約図書、実施設計図書、許認可等の条件及び町との協議結果に基づき、施設機能、品質、安全性、施工性、維持管理性及び周辺環境への配慮を確保しながら実施すること。

- ア 工事施工担当は、建築、公園、土木、外構、設備、周辺道路との接続部及び境界部、雨水貯留施設上部利用、災害後生活支援・受援機能等を分断せず、工事全体として整合を図ること。
- イ 施工に当たっては、関係法令、条例、基準、許認可条件、関係機関協議結果及び町の指示事項を遵守すること。
- ウ 工事施工は工事施工担当の責任において施工管理を行うものであり、工事監理担当又は町の確認により、工事施工担当の責任が免除又は代替されるものではないこと。
- エ 工事施工業務は、工事目的物の主要部分の施工及び完成検査に必要な試運転、社内検査等を令和10年12月末までに完了し、令和11年1月上旬に完成検査を受けることができる工程を確保すること。完成の通知は、町所定の「工事完成届出書」により行うものとし、完成検査及び工事目的物の引渡しは、契約書の定めによる。

2 施工計画及び工程管理

工事施工担当は、工事着手前に、工事全体の実施条件を踏まえた施工計画及び工程計画を整理し、町及び工事監理担当と共有すること。

- ア 施工計画には、工程計画、仮設計画、安全管理計画、品質管理計画、出来形管理計画、近隣対応その他施工に必要な事項を含めること。
- イ 工程管理に当たっては、調査、実施設計、関係機関協議、申請、社会実験、工事監理、検査、引渡し及び供用開始準備との関係を踏まえ、実現性のある工程を管理すること。
- ウ 建築工事、公園工事、土木・外構工事、設備工事、公園敷地と周辺道路との接続部及び境界部の工事等の施工順序、取り合い、仮設、搬入出及び検査時期を適切に調整すること。
- エ 工程に遅延又は変更の可能性が生じた場合は、理由、影響範囲、対応策及び工期への影響を整理し、町及び工事監理担当と協議すること。

3 既存施設、地下埋設物及び雨水貯留施設への対応

工事施工担当は、既存施設、地下埋設物、既存排水、雨水貯留施設、周辺インフラ等について、既往資料を参照し、実施設計図書及び現地確認に基づき、位置、構造、管理者及び施工上の影響を把握したうえで施工すること。

- ア 雨水貯留施設上部での施工に当たっては、重機、資材、仮設物、搬入動線、作業ヤード、盛土、舗装、基礎、掘削等が雨水貯留施設に不利な影響を与えないよう、施工時荷重及び施工方法に配慮すること。

- イ タコのすべり台、遊具、照明柱、防球ネット、サイン、植栽、管理車両動線等の施工に当たっては、実施設計で整理した荷重条件、土被り、点検口、維持管理動線及び排水条件との整合を確保すること。
- ウ 施工中に図面等と異なる既存施設、地下埋設物、不明管、支障物、地盤条件等を確認した場合は、施工を継続する前に必要な安全措置を行い、速やかに町及び工事監理担当と協議すること。この場合の条件相違等の取扱いは、別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」によるものとする。

4 仮設計画、安全管理及び近隣対応

工事施工担当は、工事区域、仮囲い、出入口、資材置場、作業ヤード、工事車両動線、歩行者動線、安全通路等を適切に計画し、第三者災害、交通事故、施設損傷及び近隣への影響を防止すること。

- ア 義農神社、近隣住宅、通学児童、周辺道路利用者、地域活動等への影響に配慮し、騒音、振動、粉じん、濁水、落下物、夜間作業、工事車両、通行規制等について必要な対策を行うこと。
- イ 工事に伴う近隣説明、案内、苦情対応、記録管理等は町と連携して行い、苦情又は要望があった場合は、内容、対応状況及び再発防止の考え方を整理すること。
- ウ 台風、大雨、強風、猛暑、地震その他自然条件による事故、資材飛散、浸水、法面崩壊、仮設物損傷等を防止するため、必要な安全対策及び現場管理を行うこと。
- エ 雨水貯留施設整備工事で使用された既設の仮囲い等については、町及び同工事の受注者との調整が整った場合に引継ぎを受け、本事業の仮設計画への活用を検討すること。
- オ 安全性及び工程に支障のない範囲で、仮囲い等を活用した工事の見える化、施工の進捗に応じた仮囲いの段階的な縮小又は撤去及び安全に利用できる区域の段階的な開放その他工事期間中における町民の関心や関わりを継続するための工夫を、町と協議のうえ実施すること。

5 建築、公園、土木、外構及び設備の取り合い調整

工事施工担当は、建築、公園、土木、外構、電気、給排水、通信、照明、サイン、植栽、排水等の取り合いを確認し、施工段階で不整合が生じないように調整すること。

- ア 交流・体験学習棟、大屋根、えんがわ、チャレンジキッチン、便所、授乳室、倉庫、フォリー（あずま屋）等と、芝生広場、園路、休憩・滞在空間、植栽、照明、サイン等との接続、動線、排水、段差、仕上げ及び設備接続を適切に調整すること。
- イ かまどベンチ、マンホールトイレ、屋外電源、給排水、倉庫、サイン等の災害後生活支援・受援機能について、平時利用、災害後利用、管理区分及び維持管理性との整合を確保すること。
- ウ 施工段階で納まり、仕様、配置又は設備計画の調整が必要となる場合は、設計意図、要求水準、品質、景観、維持管理性、コスト及び工程への影響を整理し、町及び工事監理担当と協議すること。

6 品質管理、出来形管理及び材料等の確認

工事施工担当は、材料、製品、機器、施工方法、出来形、仕上がり、性能等が、本書、実施設計図書、技術提案採用事項一覧及び関係図書に適合するよう品質管理及び出来形管理を行うこと。

- ア 遊具、舗装、芝生、植栽、照明、サイン、排水、建築設備、厨房設備、便所設備、かまどベンチ、マンホールトイレ等について、必要な試験、確認、施工記録、出来形確認及び機能確認を行うこと。
- イ 材料、機器、同等品、見本、色彩、仕上げ、製作図、施工図等について、工事監理担当の確認及び町の承諾が必要なものは、施工前に必要な資料を提出し、確認及び承諾を受けること。
- ウ 施工不良、不具合、要求水準との不適合又は設計図書との相違が確認された場合は、原因、影響、是正方法及び再発防止策を整理し、町及び工事監理担当と協議のうえ対応すること。

7 社会実験及び仕様等の調整への対応

工事施工担当は、社会実験支援業務の実施時期、場所、動線、安全確保、工事区域との分離、仮設、近隣影響等を踏まえ、工事施工との調整を行うこと。

- ア 社会実験の結果又は町との協議により施工内容へ反映すべき事項が生じた場合は、調査・実施設計担当、工事監理担当及び町と協議し、要求水準、設計意図、工程、コスト及び施工性への影響を整理すること。
- イ 変更、同等品の採用、仕様、施工方法又は納まりの調整を行おうとする場合は、第3章5 コスト管理及び仕様等の調整に定める考え方に基づき、品質、機能、安全性、維持管理性、景観、工程、費用、契約内容及び事業執行への影響を整理し、町の承諾を受けること。
- ウ 町の承諾を受ける前に、要求水準、設計意図又は性能に影響する施工内容の変更を行わないこと。

8 完成、試運転、検査及び引渡し準備

工事施工担当は、完成に向けて、建築、公園、土木、外構、設備、遊具、サイン、植栽、排水、災害後生活支援・受援機能等について、社内検査、機能確認、試運転、調整及び是正を行うこと。

- ア 設備、チャレンジキッチン、便所、マンホールトイレ、かまどベンチ、屋外電源、給排水、照明、通信、防犯等について、必要な試運転、通水、通電、作動確認及び使用確認を行うこと。
- イ 完成検査、法定検査、町の検査、工事監理担当の確認、関係機関確認等に必要な資料、記録、試験結果及び是正報告を整理すること。
- ウ 引渡しに向けて、完成図書、施工記録、試験成績書、保証書、取扱説明書、鍵、備品、予備品、維持管理に必要な資料等を整理し、第8章 その他業務に係る要求水準に定めるその他業務と連携すること。

9 成果品

工事施工担当は、工事施工に係る成果品として、施工計画、工程表、施工図、製作図、材料・機器承諾資料、施工記録、品質管理記録、出来形管理記録、写真記録、試験成績書、完成図書、保証書、取扱説明書、検査記録その他必要な資料を整理すること。

- ア 成果品は、工事が本書、実施設計図書、技術提案採用事項一覧及び関係図書に適合して実施されたこと、並びに供用開始後の維持管理に必要な情報が確認できる内容とすること。
- イ 雨水貯留施設上部利用、地下埋設物、既存施設、災害後生活支援・受援機能、設備、外構、遊具、植栽等について、将来の点検、補修、更新時に必要となる情報を整理すること。
- ウ 成果品の種類、提出時期、提出部数、電子データ形式、写真整理方法、図面表記及びファイル構成は、別紙2「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

第8章 その他業務に係る要求水準

1 その他業務の基本

その他業務は、本事業で整備する施設を円滑に供用開始し、供用開始後の維持管理、運営、広報及び地域への周知につなげるために必要な付随的な支援を行う業務である。本章の業務は、供用開始後の日常的な維持管理業務又は指定管理業務そのものを受注者に求めるものではなく、供用開始前の資料整理、説明、引継ぎ及び町が行う関連取組への協力として実施すること。

本章に係る提出書類及び成果品の種類、内容、提出時期、提出形式及び提出部数は、別紙2「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

2 供用開始準備

受注者は、工事目的物の完成検査及び引渡し後、操作説明、維持管理に必要な資料整理、清掃、案内表示の確認その他供用開始に必要な準備及び引継ぎを行うこと。供用開始準備に当たっては、利用者の安全及び施設管理に支障が生じない状態を確認するものとする。

- ア 町、指定管理者又は供用開始後の管理運営を担う者に対し、施設の概要、設備の操作方法、日常点検、清掃、施錠、消耗品、故障時対応、保証内容、連絡先等について説明すること。
- イ チャレンジキッチン、便所、授乳室、給湯室、屋外電源、水栓、照明、通信、防犯設備、マンホールトイレ、かまどベンチ、水遊び場等について、必要な操作説明、現地確認及び注意事項の共有を行うこと。
- ウ 供用開始直後に利用者の安全又は施設管理に支障が生じないよう、案内、サイン、利用制限、立入禁止範囲、未完了事項、仮設物の残置の有無等を確認すること。
- エ 供用開始後の日常的な運営、利用受付、イベント運営、日常清掃、植栽管理等は本事業の対象外であることを踏まえ、受注者の業務は供用開始前の準備及び引継ぎ支援に限るものとする。

3 維持管理計画書の作成

受注者は、供用開始後の維持管理及び運営に必要となる事項を整理した維持管理計画書を作成すること。維持管理計画書は、指定管理者が未定であることを踏まえ、町又は将来の管理運営者が引継ぎに活用できる内容とするものとする。

- ア 維持管理計画書には、施設概要、管理対象、点検方法、清掃方法、操作方法、消耗品、交換部品、保証期間、連絡先、定期点検の要否、管理上の留意点等を必要な範囲で整理すること。
- イ 遊具、水遊び場、芝生、植栽、照明、サイン、排水施設、建築設備、チャレンジキッチン、便所、マンホールトイレ、かまどベンチ、屋外電源、雨水貯留施設上部利用等について、管理、点検、操作及び更新時の留意点を分かりやすく整理すること。

- ウ 災害後生活支援・受援機能については、平時の管理、災害後の利用に向けた確認事項、使用時の注意点、復旧後の点検及び再使用に係る留意点を整理すること。
- エ 町が行う管理運営を担う可能性のある事業者、地域住民及び地域団体等との対話を踏まえ、維持管理及び運営への関わり方、役割分担並びに必要な設備・備品等について、整理可能な事項を維持管理計画書に反映すること。
- オ 維持管理計画書の構成、提出時期及び電子データ形式は、別紙２「成果品・提出書類一覧」によるものとする。

4 説明・広報資料及び記録資料の作成

受注者は、本事業の内容、施設の使い方、災害後生活支援・受援機能、義農公園の整備経過、社会実験の記録、完成後の利用案内等について、町が説明又は広報を行うために必要な資料作成に協力すること。

- ア 説明・広報資料は、町民、地域団体、利用者、議会、関係機関等に対し、本事業の内容、整備の考え方、施設の特徴及び利用上の留意点を分かりやすく伝えるための資料として整理すること。
- イ 記録作成に当たっては、設計・施工過程、社会実験、町民参加、施設整備の特徴、完成写真、図面、説明資料等を、町が今後の説明、広報、維持管理及び運営検討に活用できるよう整理すること。
- ウ 写真、図面、文章、データ、広報素材等の権利、個人情報、肖像、参加者意見等の取扱いについては、町の方針及び関係法令等を踏まえて適切に整理すること。
- エ 資料の種類及び提出形式は、別紙２「成果品・提出書類一覧」によるものとし、分量、デザイン及び使用媒体等は、町との協議により定めるものとする。

5 寄附募集・クラウドファンディング等への協力

受注者は、町が本事業に関連して寄附募集、クラウドファンディングその他財源確保又は広報に関する取組を行う場合は、町の指示に基づき、必要な範囲で協力すること。

- ア 受注者は、町が作成する広報資料、寄附募集資料、クラウドファンディングページ、説明資料等に使用するため、事業概要、整備内容、完成イメージ、図面、パース、写真、工程、施設の使い方等に関する資料の提供又は作成補助を行うこと。
- イ 応募者は、プロポーザルにおいて、施設計画、景観及び維持管理性等を踏まえた寄附者顕彰又は参加型の仕組みを提案すること。技術提案採用事項は、本契約成立後、町と協議のうえ具体化するものとする。
- ウ 前号の提案に当たっては、設置場所、表示方法、素材、耐久性、破損時の対応、更新又は撤去の考え方、個人情報の取扱い、景観への影響及び公共施設としての公平性に配慮すること。
- エ 寄附募集、クラウドファンディング等の実施主体、金銭管理、寄附者対応、寄附者情報の管理、返礼品の取扱いその他制度運用に係る事項は、町が行うものとし、受注者はこれらを直接実施するものではない。